## 別表六(十五)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の6第2項若しくは第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は令和5年改正前の措置法第42条の6第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の6第3項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。)に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」 の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の 規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳によ る圧縮額を積立金として積み立てる方法により経

- 理したときは、その経理した金額を記載します。
- 3 「差引改定取得価額9」の欄は、措置法第42条06第1項第1号から第4号までに掲げる減価償却資産にあっては「((7)-(8))」を適用して計算した金額を、同項第5号に掲げる減価償却資産にあっては「 $(((7)-(8))\times\frac{75}{100})$ 」を適用して計算した金額を記載します。
- 4 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、別表六(六) 「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を 記載します。この場合において、「計」及び「合 計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて 計算します。